

パナマ県及び西パナマ県における週末完全外出禁止措置の再開

令和2年7月14日
在パナマ日本国大使館

14日、スクレ保健大臣は記者会見において、17日（金）より週末完全外出禁止措置（金曜日午後7時～月曜日午前5時）を、パナマ県及び西パナマ県において実施する旨発表しました。

以上